

令和6年度からの
足立区の相談体制
及び
自立支援協議会の運営

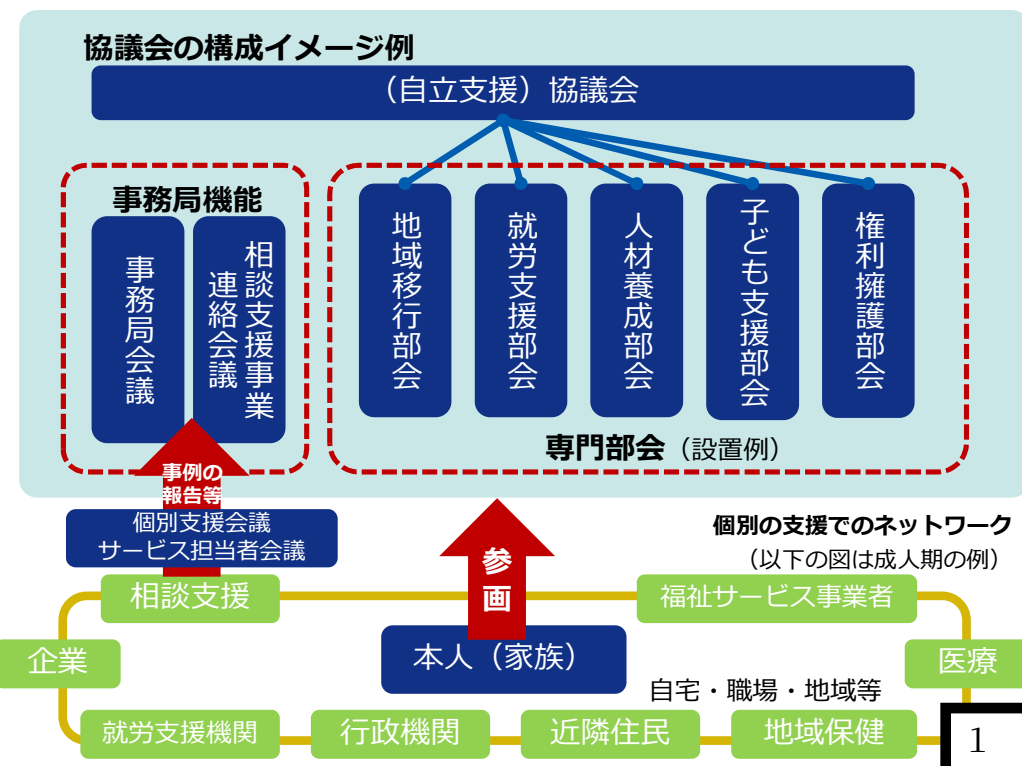
(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。(法第89条の3第5項) **新**
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。(法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R5.4月時点) ※精査中
 - 市町村: 1,677自治体(設置率約96%)
 - ※協議会数: 1,197箇所
 - 都道府県: 47自治体(設置率100%)
- ※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。
(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画
 - 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

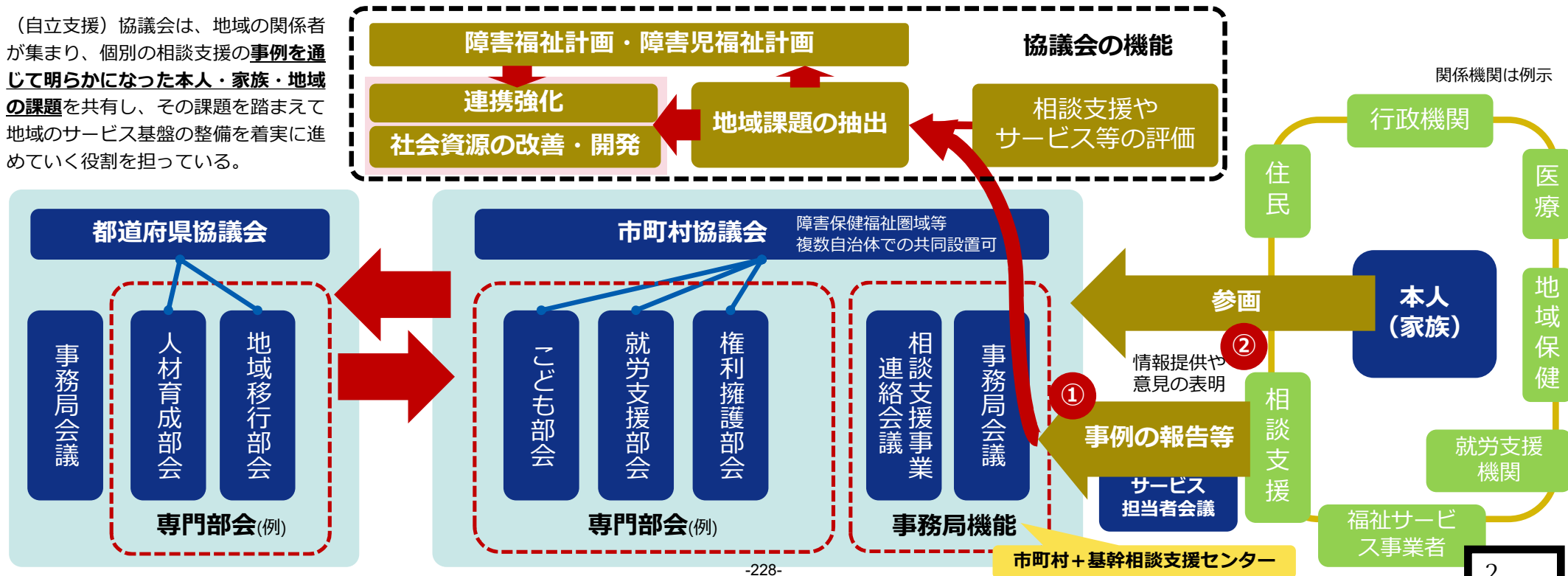
新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

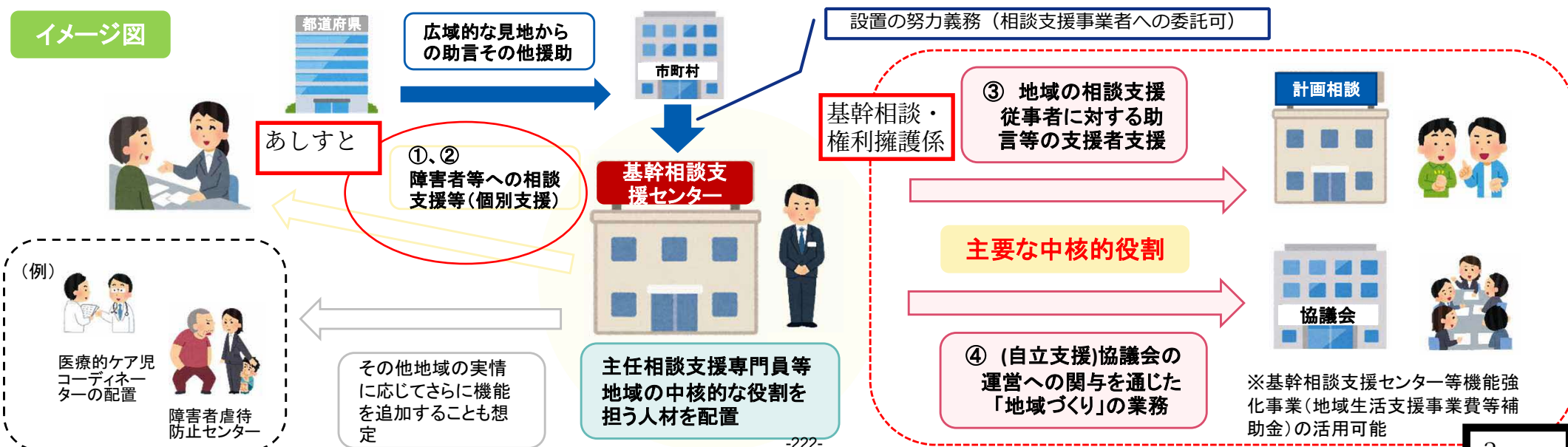
厚労省資料 一部
足立区の状況追加

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項)
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(法第77条の2第7項)

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



足立区における相談支援体制の現状

令和6年度～

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

基幹相談支援センター

障がい援護課基幹相談・権利擁護係

足立区地域自立支援協議会

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

障がい福祉センター自立生活支援室

障がい者虐待防止

障がい福祉課虐待防止・事業者指導担当
中央本町地域・保健総合支援課

指定管理

足立区精神障がい者自立支援センター
ふれんどりい

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主任相談支援専門員を
配置する相談支援事業所等

うめだ・あけぼの学園
あだちの里相談支援センター
成仁相談支援事業所
相談室とまりぎ
あしたば相談支援センター

主な担い手⇒市町村相談支援事業

地域生活支援拠点等
相談支援事業者

障がい福祉センター自立生活支援室
あだちの里相談支援センター
あいのわ相談センター

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

地域相談支援事業
地域移行・地域定着

その他の特定相談支援事業所
(計画相談)

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

機能強化型
相談支援事業

障がい援護課 基幹相談・権利擁護係の業務

- (1) 障害者総合支援法による基幹相談支援センター
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整
- (3) 足立区地域自立支援協議会
- (4) 区内における地域生活支援拠点等の連絡調整
- (5) 障がい者の地域移行支援
- (6) 障がい者(児)の権利擁護と成年後見制度
- (7) 障がい者の養護者による虐待防止